

【つきまとい行為等の禁止の罰則の条文（迷惑防止条例抜粋）】

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条の規定に違反した者

(2) 第5条第1項又は第2項の規定に違反した者（次項に該当する者を除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定に違反して撮影した者

(2) 第5条の2第1項の規定に違反した者

3 ～ 6 省略

7 常習として第2項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する

8 ～ 10 省略